

第6節 争いの裁定者

1 遺産の帰属性の争い

遺産の帰属性の争いとは、ある財産が遺産かどうかを巡る争いのことを言います。

例えば、被相続人が開設し自らが管理していた妻や子や孫名義の預貯金や、これも妻や子や孫の名義にしていた、被相続人が起こした株式会社の株式などが、実務では、被相続人の遺産であるのか、名義人固有の財産であるのか争われることがあります。このような争いをいいます。

遺産かどうかについて、争いが生じ、家庭裁判所では判断がつかないという場合は、遺産分割の調停も審判も停止せざるをえません。

その裁定者は、地方裁判所です。

すなわち、最高裁平成元年3月28日判決は、

遺産確認の訴えは、当該財産が現に共同相続人による遺産分割前の共有関係にあることの確認を求める訴えであり、その原告勝訴の確定判決は、当該財産が遺産分割の対象である財産であることを既判力をもって確定し、これに続く遺産分割審判の手續及び右審判の確定後において、当該財産の遺産帰属性を争うことを許さないとすることによって共同相続人間の紛争の解決に資することができるのであって、この点に右訴えの適法性を肯定する実質的根拠があるのであるから、右訴えは、共同相続人全員が当事者として関与し、その間で合一にのみ確定することを要するいわゆる固有の共同訴訟と解するのが相当である。

と判示しているからです。

実務では、長年にわたり遺産分割の調停を進めながら、遺産かどうかについての争いで相続人間の合意が得られなかったことから、遺産確認訴訟が起こされ、これに更に数年を要し、結果的に遺産分割ができたのが、相続開始後10年以上も経ってからという例もあります。

遺産の帰属性の争いは、話し合いで解決できないと思えば、早い段階で訴訟を起こすという決断が求められるところです。

実務では、実らぬ話し合いに時間をかけすぎ、遺産分割が遅れるということが多々発生しているのです。